

高山市立北小学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月改定

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても児童および学校職員、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

また、本校では、学校経営の重点として、『心に届く指導を基盤として学級づくりを行い、その上にたって教科指導の充実をはかる』ということを4月の職員会において全職員で確認し合った。めざす学級は『子どもたちが安心して失敗することのできる人間関係のある学級』である。子どもたちのよさを価値づけることを中心とした指導を行うとともに、いじめ等、絶対に許せないことに対しては、毅然とした厳しい指導を行っていく。

ここに定める「高山市立北小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１） 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２） 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（３） 学校としての構え

- ・「子どもたちが安心して失敗することのできる人間関係のある学級」を基盤とし、教育活動全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底する。
- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成するとともに、全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。発生後3ヶ月は十分に注意して見守る。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・「子どもたちが安心して失敗することのできる人間関係のある学級」を目指す。
- ・高学年による委員会活動や学級内での係活動や当番活動、一人一役の仕事をやりきらせ認めることで、学校や学級をよりよくするために自分の力が生かされていることを実感させる。
- ・全学級において「よいこと見つけ」を実施し、仲間のよさを認め合う心を育てる。
- ・児童は、朝の会で「１日のめあて」を立て、帰りの会では「めあての振り返り」を交流するなど、担任は、（帰りの会で）めあての達成に向けて努力する児童の姿を誉め、価値づけ、広める。
- ・「仲間を大切にする」ことについて考える集会（１２月）を行うなど、児童会活動等でも児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導し、いじめや暴力、差別や偏見等を許さない学校づくりを行う。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような一人一人を大切にする教育相談に努める。

（２）「楽しい学校・力を付ける学校」の推進

- ・よりよく解決をする力を付けるために、小集団での対話を学習に位置づけ、個の考えを高めていく。
- ・教科の言葉を使って自分の考えや思いを話したり共感して聞いたりできるように指導し、自分の思いを表出できる子を育てる。また、「なぜ」「本当にそうなのか」といった批判的思考をもって考えを深める児童を育てる。
- ・思考が深まったり、広がったり、確かになったりすることを認める指導により、仲間と学ぶことのよさが実感できる授業を進める。
- ・複線型の学習を推進し、個に応じた課題を追求・解決して深い学びとなるようにする。
- ・基礎基本の定着を大切にした指導を行うと共に、躓きのある児童への指導、援助を明確にし、どの児童も「わかった、できた」という達成感を味わえる教科指導を充実する。

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実する。

（４）いじめをゆるさない学校風土づくり

- ・各学級の目標は、人権を意識した思いを込めて設定する。各クラスで『目標』を大切にしたい生活ができるようにする。

- ・ストップいじめ宣言を各教室に掲げ、差別や偏見、いじめは絶対に許さないという意識を教師も児童がもつ。またいじめを敏感に察知し、相談ができる空気を学級につくる。
- ・「人権」について考える場面を、年間を通じて、設定する。「人権週間」には、児童会を中心に取り組みを行い、人権感覚を確認したり高めたりする機会にする。

（５）郷土教育の充実

- ・北小学校の歴史、地域のくらし、地域の人、伝統食、伝統工芸など、総合学習や社会の学習を通して学び、地域の特徴を知り、高山の文化に誇りをもてるようにする。
- ・地域の方を講師に招き、地域の文化を学ぶ機会を作る。また、地域の長寿会の方との交流を行い、児童が地域の先輩方に対し尊敬の念を育む機会にする。
- ・６年生総合学習「高山の未来」では、児童が現在の高山市をみつめ、未来を想像し、貢献心や郷土を愛する心、公共心を育む機会にする。

（６）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルに関するアンケートを、全児童を対象に行い、情報機器活用やトラブルなどについて把握する。
- ・アンケート結果も踏まえ、情報機器の取扱いに関する指導の徹底について、教職員間で共通理解を図る。
- ・児童の情報機器の安全な取り扱いについて、保護者に啓発する。（実態の把握、情報モラルに関する学習会、保護者としての適切な対応等）
- ・各学年で学習会を行うなど、情報機器の活用の仕方や情報機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

（７）全ての教育活動を通した指導（年間計画に基づいた未然防止対策の推進）

- ・教育活動全体を通じて、以下の４点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する
 - ④ 相手を思いやって「聞く」「話す」姿を大切にする
- ・教育相談主任、養護教諭、生徒指導主事を中心に、SST、エンカウンター、ピアサポートの指導方法を提案し、担任は実践する。

（８）保・小・中の情報共有といじめ未然防止

- ・保育園、幼稚園と引き継ぎ会を開催し、情報を共有する。
- ・小学校教員と中学校教員で面談を行い、引き継ぎをする。

（９）学校運営協議会との連携

- ・学校運営協議会で方針説明を行う。また、いじめの実態や傾向を報告する。
- ・学校行事等、学校運営協議会に相談しながら進める。

③ いじめの早期発見・早期対応

(1) 児童生徒との信頼関係の構築

- ・児童の相談には丁寧に対応し、児童の心に寄り添った声掛けをすると共に、いじめられた児童に対し全力で守る姿勢をもつ。
- ・児童の情報の引き継ぎを確実にを行い児童理解に努めると共に、日々の児童の様子をよく見て良さや成長を認め、励まし、広める。

(2) 教職員間での情報共有の徹底

- ・学年会、主任会等で児童の様子を交流する。
- ・共通理解が必要なことは、共有フォルダ内でいつでも確認ができるようにする。
- ・生徒指導主事、教育相談主任、特別支援コーディネーターは、朝の児童の様子を担当に知らせる。
- ・問題行動は、学年主任、生徒指導主事に報告・連絡・相談することを徹底する。また、生徒指導主事は管理職に報告する。いじめ事案記録は5年間保管する。

(3) 教職員の研修の充実

- ・校内の研修会や職員会での事例提示を通して、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるようにする。
- ・「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」のような各種啓発資料等を活用する。
- ・いじめ防止アドバイザーなどから、ハイパーQUの活用方法や学校の取り組み改善等を学ぶ。

(4) ハイパーQU やアンケート等による客観的な実態把握と支援体制の確立

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、毎月のアンケート（記名式）の実施、チェックシートの活用等の方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。また、アンケート実施後は、複数の教員で情報を共有し迅速に対応する。また、学年主任、管理職、教育相談主任、生徒指導主事、養護教諭は、アンケートをチェックする。
- ・年間3回の県いじめ調査等を活用し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーの役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・ハイパーQUを3年生以上の児童に実施する。この結果をもとに児童理解に努め児童への対応方法や学級経営を検討する。

(5) 教育相談の充実

- ・児童との信頼関係のもと、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそ

れぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

- ・毎月行うアンケート（記名式）をもとに、いつでもだれにでも相談できる体制を整える。
- ・担任は、年間2回、全児童との教育相談の時間を確保する。
- ・学期の始めには、SOS の出し方指導の時間を設けると共に、スマイルポストを設置し SOS を出しやすい環境を作る。

（6）保護者や地域との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、対応、指導を誠実に行う。その中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・定期的に灘っこサポーターズ（児童見守り隊）や児童主任委員と情報交換をする。

（7）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議委員、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議、主任児童委員

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容（例）	備考
4月	・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 ・PTA総会で「方針」説明 ・SOS の出し方指導の実施 ・心のトレーニング（対人関係づくり指導の年間計画）の提示	・「方針」の確認 ・大型連休前の指導
5月	・学校だより、Web ページ等による「方針」等の発信 ・三者懇談 ・心のアンケート（記名式）の実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	
6月	・心のアンケート（記名式）の実施 ・学校運営協議委員会で「方針」説明 ・心の授業の実施 ・教育相談週間（全児童対象） ・QUアンケート実施（3年生以上）	
7月	・心のアンケート（記名式）の実施 ・希望制二者懇談 ・「教職員の取組評価アンケート」の実施 ・職員研修会・検討会（QU学習会） ・児童生徒向け情報モラル学習会の実施 ・夏季休業中のSOS の出し方指導の実施 ・命を大切にする指導の実施	・第1回県いじめ調査 ・夏季休業中の指導
8月	・心のアンケート（記名式）の実施	
9月	・心のアンケート（記名式）の実施 ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有	
10月	・心のアンケート（記名式）の実施 ・学校運営協議会で前期のいじめ発生や対処、対策について説明 ・QUアンケート実施（3年生以上） ・三者懇談	
11月	・心のアンケート（記名式）の実施 ・教育相談週間（全児童対象） ・心の授業の実施 ・児童生徒向け情報モラル学習会の実施	
12月	・QU検討会 ・「仲間を大切にする」ことについて考える児童集会→「ひびきあいの日」 ・「教職員の取組評価アンケート」の実施 ・希望制二者懇談 ・心のアンケート（記名式）の実施	・冬季休業中の指導 ・第2回県いじめ調査
1月	・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・心のアンケート（記名式）の実施	
2月	・心のアンケート（記名式）の実施 ・学校運営協議会で後期のいじめ発生や対処、対策について説明	
3月	・心のアンケート（記名式）の実施 ・「教職員の取組評価アンケート」の実施（1年間の評価）	・第3回県いじめ調査（国の調査を兼ねる） ・次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、対応や指導を誠実に行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。少なくとも3ヶ月間は見守りと声掛けを継続する。

【大まかな対応】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ 被害児童の安心と安全を優先し、相談室や教室以外の居場所を確保する。
- ⑤ オンライン学習等を活用し、いじめを受けた児童の学習を保障する。
- ⑥ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑦ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑧ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑨ 関係機関との連携（市教育委員会への報告を確実に行う。必要に応じ、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑩ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

注）番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、総合教育会議や高山市児童生徒等の重大事態調査委員会と連携して、事実関係を明確にするための調査に当たり、同種の事態の再発を防止できるようにする。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・必要に応じて SC や SSW 等の外部機関と連携をとり、児童の心身の安定を図る。また、学習面に対する補償を実施する。
- ・学校運営協議会、PTA への報告をする。
- ・中学校への進学の際には引き継ぎを行い、児童の見守りを継続して行えるようにする。

7 学校評価における留意事項

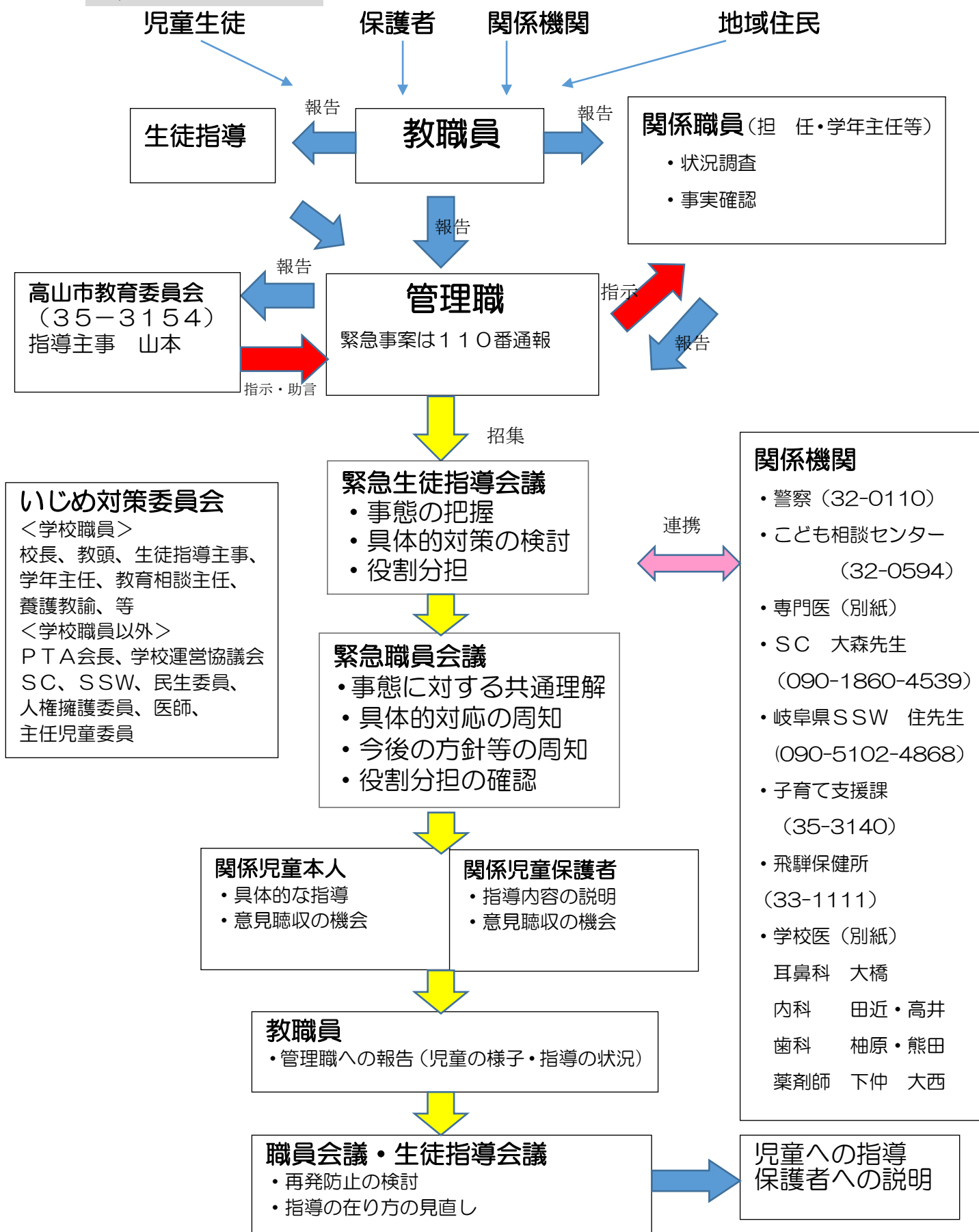
- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

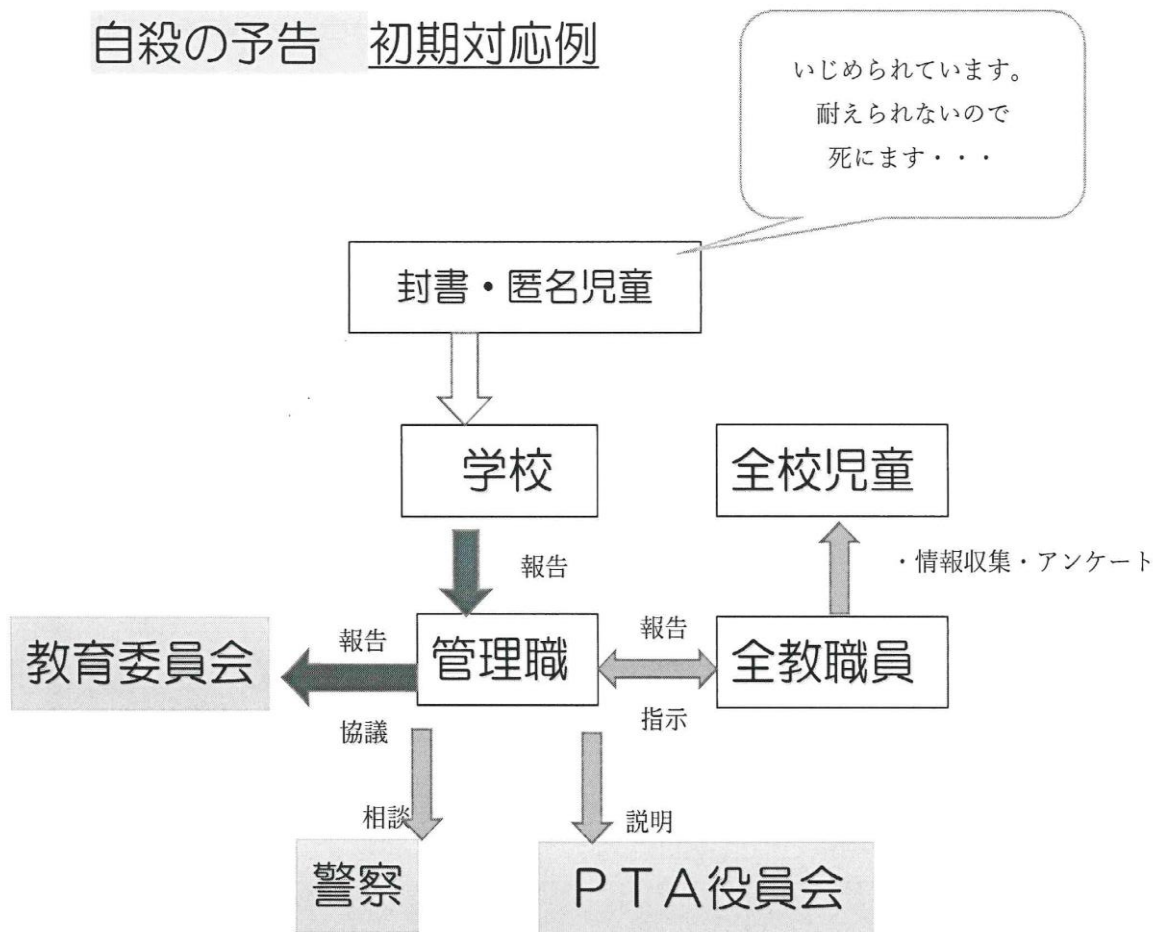
○ 個人調査（生活アンケート等）について

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料やアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とする。

対応の流れ



自殺の予告 初期対応例



留意事項

○学校としての対応

- ・直ちに教育委員会に連絡をする。対応を協議する。
- ・警察に相談する。
- ・緊急職員会で危機管理対応の徹底を図る。
- ・児童生徒の出欠状況の確認
- ・計画的に行内外の巡視

○児童への対応

- ・一人一人の児童の様子を注意深く観察する。
- ・人権に配慮しながら、児童の特定に努める。
- ・情報の収集に努める。
- ・アンケートやチェックリストを活用し、いじめの把握を行う。

○PTA

- ・役員への説明、緊急保護者会、学級通信発行、保護者への啓発活動を考慮する。

命を一番に考える

最悪事態を想定して
危機管理の対応を行う